

# 「刺羽」と翳形埴輪

太田 博之

## 序

本論は本庄市宥勝寺裏埴輪窯跡および同長沖192号墳出土の翳形埴輪の観察から、これらの埴輪が造形の対象とした器財についての考察を目的とした研究ノートである。

翳形埴輪に分類される資料には、形状の異なる本来は別種の器財を象った埴輪が一括されている。一方、古代の文献には「刺羽」の表記が見えることから、元来、翳とは鳥の羽毛を用いた器物であったこと推測されてきた。伝世資料が存在しないため、この「刺羽」の形状は明らかではないが、中国南北朝期の古墳壁画には、先端に鳥の羽毛を付けた長柄の器財が見られる。日本列島においては、古墳周堀から出土する櫂形木製品が相同的の器財と考えられ、この櫂形木製品に羽毛を装着した状態の器財こそが、本来の意味での翳（刺羽）であるとする意見がある。そして、櫂形木製品に羽毛を装着した形態の器財は、形象埴輪として造形されていないとの認識から、厳密な意味での翳（刺羽）形埴輪は存在しないとする見解が示されている。

しかし、埼玉県本庄市内に所在する宥勝寺裏埴輪窯跡と長沖192号墳から出土した2点の翳形埴輪は、刻線によって、櫂形木製品に似る縦に長い要部と、羽毛の表現と考えられる放射状の杉綾文を全体に施した扇面部をもつことから、櫂形木製品に羽毛を装着した本来の意味での翳（刺羽）を象った器財埴輪であると考えられる。以下では、これら2点の資料についての観察を基に、翳形埴輪に関する新たな知見について述べてみたい。

## I 資料の観察と検討

### 1 宥勝寺裏埴輪窯跡出土資料

宥勝寺裏埴輪窯跡は浅見山丘陵北端の東斜面に立地する。付近はかつて桑畠などの農地として利用されていたが、耕作時に焼土や炭化物を伴って埴輪片が発見されることがあり、古くから埴輪窯跡の存在が推測されていた。1976（昭和51）年刊行の『本庄市史』資

料編には、その時点までに採集されていた破片資料の実測図が掲載されている（菅谷1976）。

その後、1978（昭和53）年に早稲田大学宥勝寺北裏遺跡調査会による地中電気探査と試掘調査を行われ、3基の埴輪窯跡の存在を確認された。さらに、2001年には、本庄市教育委員会による窯跡の全面的な範囲確認調査が実施され、5基の埴輪窯跡が検出されている。埴輪窯の形態は丘陵斜面を利用した半地下式登窯で、出土資料から、円筒の他ほぼ全ての器種の形象埴輪を生産していたことが判明している。操業年代は、円筒埴輪の型式などから6世紀後半と推定される。

本論で取り上げるのは、1978（昭和53）年の早稲田大学宥勝寺北裏遺跡調査会による試掘調査以前に採集されていた資料のうち、翳形埴輪と判断される2点の破片資料である（図1-a・b）。

aは柄の先端に付く翳本体の一部である。平板な造りで、刻線によって要（かなめ）部の区画が表され、周囲の扇面部には全体に杉綾文が描かれている。

要部は縦に長く、上端が弧を描き、左右両側も緩やかな曲線を成して外側に膨らんでいる。要部内側の区画には、横縦各2条の刻線が加えられている。また、要部上縁の左右には小さな円形粘土板が貼付されている。さらに、要部上縁の中央に観察される剥離痕も、同形の粘土板が付されていた痕跡と考えられる。

扇面部は、要部上縁の中央にある円形粘土板の剥離痕から直上方向に延びる1条の刻線を中心として、杉綾文が放射状に配置されている。裏面には、逆位の「ハ」字形に開く2条の補強帶剥離痕が認められる。

bは縦方向に長い方形で板状の破片である。下端と左右両側は完結面で、上端は破断面となっている。表面には1の要部とした箇所と同様に、直線的な刻線が縦横に配され、円形粘土板が貼付されている。裏面には、上位3分の2ほどの範囲に、縦方向の剥離痕が観察される。現状でaとは接合しないものの、刻線・円形粘土板による表現手法のほか、胎土・焼成・色調も酷似することから、両者は同一個体の破片と判断される。

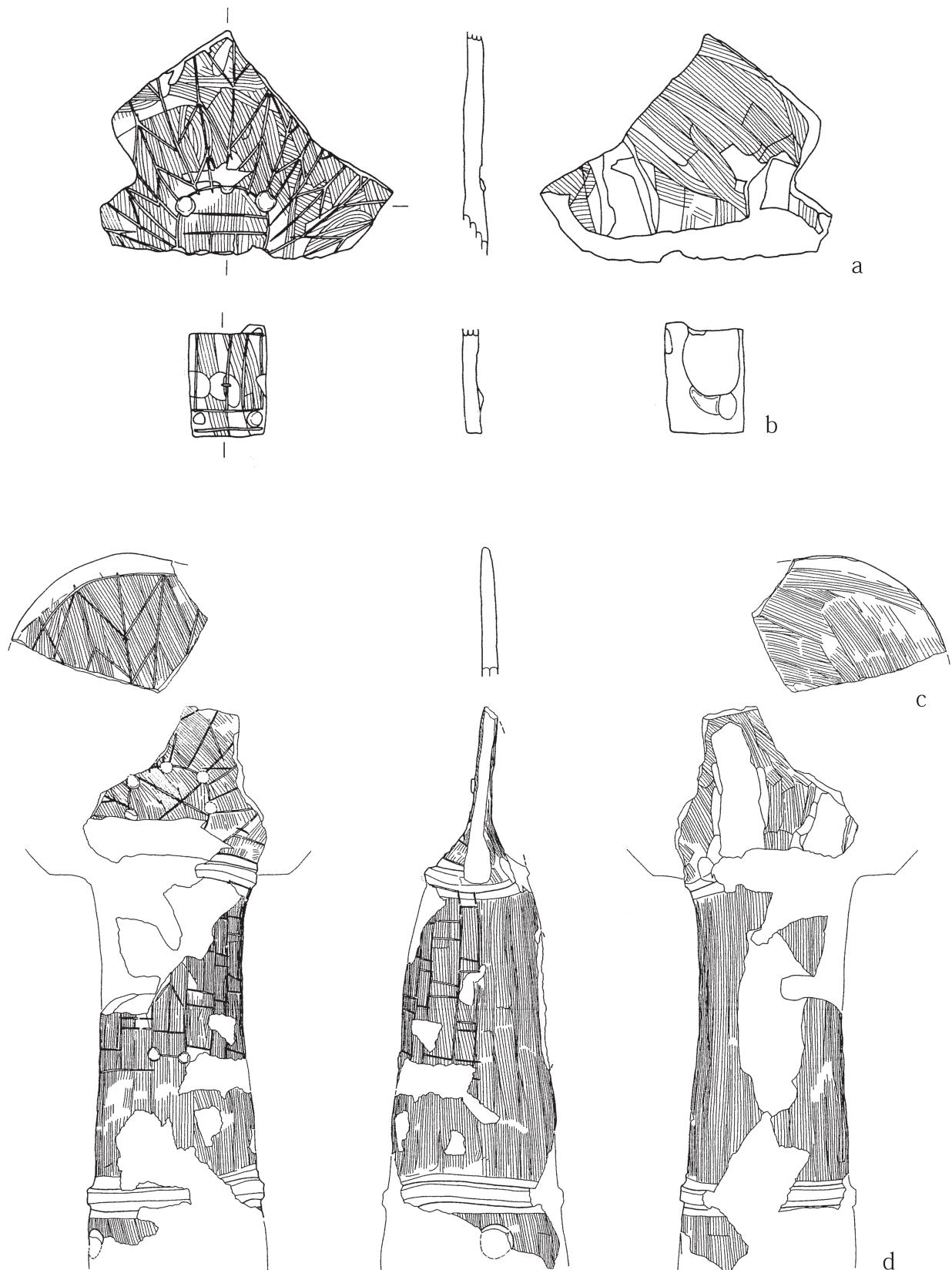


図1 寿勝寺裏埴輪窯跡および長沖192号噴出土の獣形埴輪

a・b 寿勝寺裏埴輪窯跡 (1/4) c・d 長沖192号噴 (1/5)

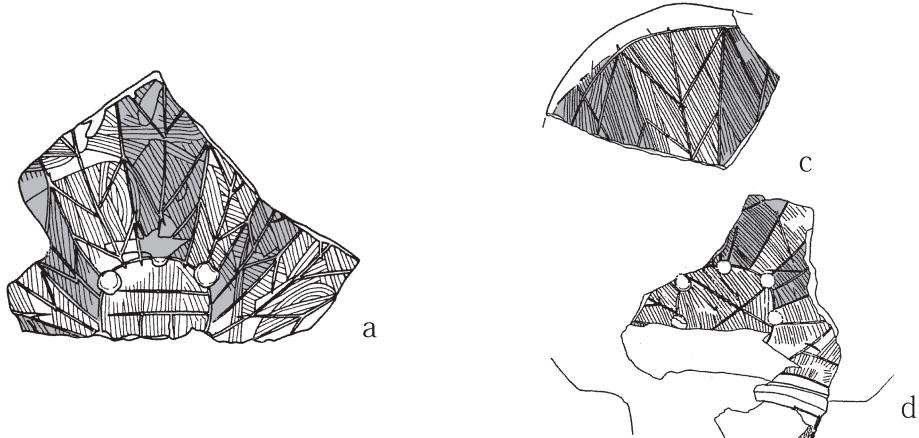


図2 扇面部における杉綾文の展開  
a宥勝寺裏埴輪窯跡 (1/4) c・d長沖192号墳 (1/5)

## 2 長沖192号墳出土資料

長沖192号墳は小山川左岸の台地上に展開する長沖古墳群中の円墳である。墳丘は消滅しているが、2次にわたる調査で周堀の一部が検出されている。墳丘規模は直径30m余りで、築造時期は6世紀後半と推定される（恋河内2008・大塚2017）。

竈形埴輪の破片は2点出土している（図1-c・d）。

cは扇端から扇央にかけての一部である。平板な造形で、縁辺から端面にかけては丁寧なナデ調整によって仕上げられ、特段の覆輪の表現は見られない。

dは台部の上下を分かつ一条の突帯と台部下段の一部、台部上段、台部上段から1条の突帯を挟んで立ち上がる要部・扇面部の一部から成る。cとは接合しないものの、刷毛目・胎土・焼成・色調その他が共通することから、両者は同一個体と認められる。

台部下段には、中間突帯近くに直径3cmほどの透孔が穿たれている。台部上段は左側面の一部が失われている。台部上段の正面中央には、刻線による縦長の区画があり、内部に上向きの杉綾文を描き入れ、下端には左右の両角に円形粘土板が貼付されている。杉綾文の入る縦長の区画の左右には、台部を半周する範囲に、刻線による縦横の直線で構成される文様が入れられている。

台部上段に見られるこの縦横の直線で構成された文様は、宥勝寺裏埴輪窯跡資料aの要部や同bの表面の意匠に相似する。dの裏面には、宥勝寺裏埴輪窯跡aと同様に、逆位の「ハ」字形を開く2条の補強帶剥離痕が観察される。

## 3 二資料の比較

以上のように、宥勝寺裏埴輪窯跡および長沖192号墳の竈形埴輪は、杉綾文の線刻を施す扇面部と縦に長い要部が共通する。2個体の埴輪は、同形の器財を造形の対象として製作されたことが推定される。

双方とも、扇面部には線刻による杉綾文が描かれ、裏面に2条の補強帶が貼付される点も共通する。杉綾文の割付けは、要部上端中央の円形粘土板貼付箇所から上方へ延びる線刻が扇面部の中心線とみられ、これを杉綾文の軸線とした場合、要部から扇端部に向けて幅を増しながら伸びる下向きの杉綾文が1単位となっていると見ることができる。試みに扇面部全体の杉綾文に1単位おきにアミを掛け分けたものを、図2に示した。杉綾文1単位の外郭線は、軸線と同様に外縁に向かって伸びる長い刻線であり、両側に隣接する杉綾文の外郭線として共有され、杉綾文は扇面全体に放射状に展開している。

要部についてみると、宥勝寺裏埴輪窯跡出土資料aと長沖192号墳出土資料dに残る要部上位の外形は、ほぼ相似している。裏面に縦長の剥離痕が観察される宥勝寺裏埴輪窯跡出土資料bは、要部の下端に近い部位を立体的に造形し、台部上半の相応の位置に縦方向に貼付されていたことが考えられる。

これに対して、長沖192号墳出土資料dは、同じ部位を台部の表面に刻線で表現している。両者は内区の表現にも相違が見られ、前者が縦横の直線、後者が上向きの杉綾文となっている。

しかし、要部の形状は、双方とも縦に長く、外縁の刻線上に円形粘土板が貼付される点が共通してい

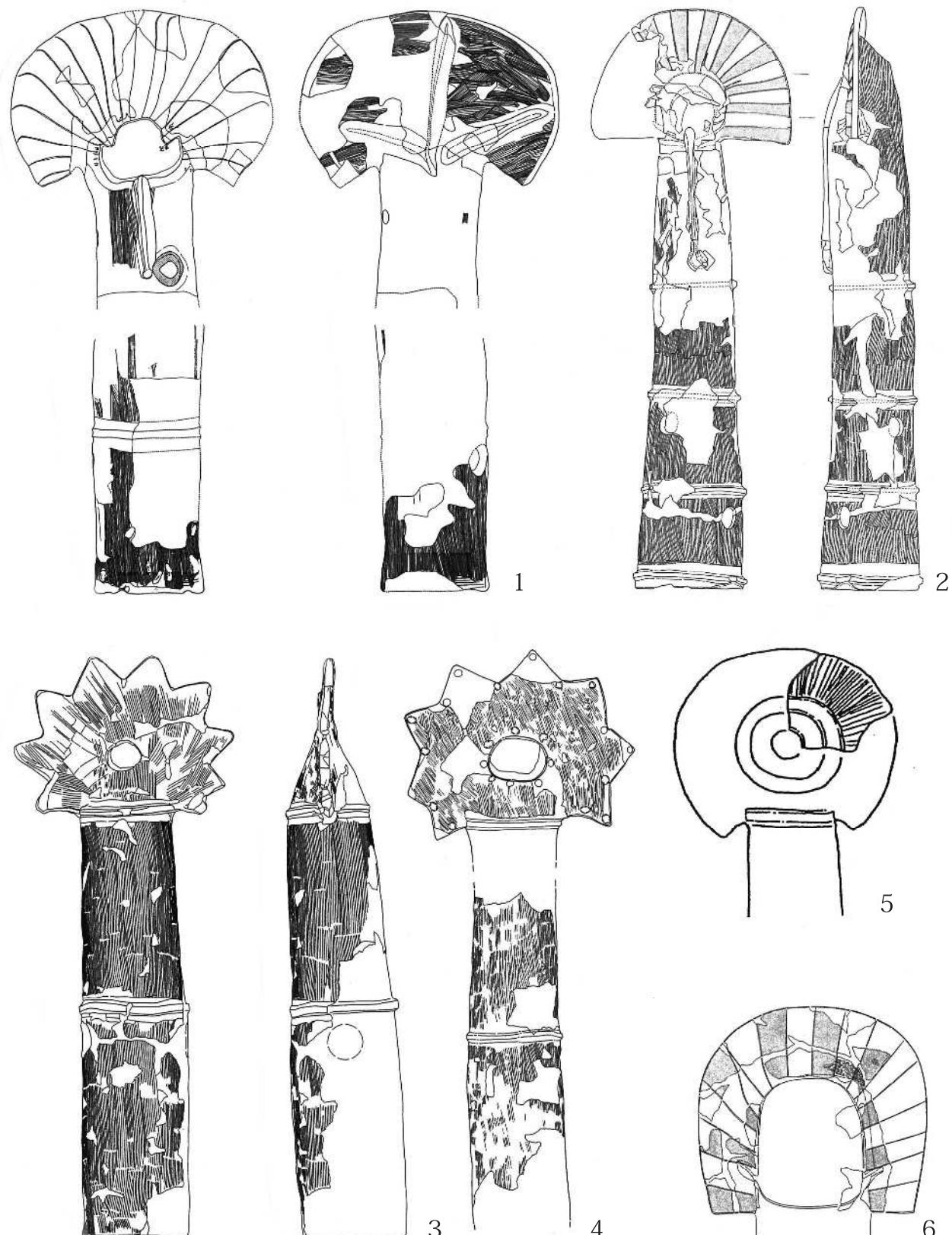


図3 志村哲（2001）による竈形埴輪の諸類型

A類 1：生出塚遺跡 2：富士山古墳 B類 3：中原II遺跡 1号墳 4：安坪 17号墳

C類 5：東原古墳群 D類 6：山倉 1号墳（以上縮尺不同）

る。さらに、貼付箇所も、要部上端中央の1箇所、側縁左右の1対、下端部両隅の1対が同じ位置に存在する。造形の手法には相違がみられるが、扇面部同様、2点の翳形埴輪には、同形の要部が表現されていると見てよいだろう。

## II 論議

### 1 翳形埴輪の諸類型

かつて「翳形埴輪」として分類されていた資料には、明らかに別種の器財を造形した見られる資料が一括されていた。しかし、近年では、形式上の弁別作業が進展し、類型ごとに造形の対象となった器財の検討も進められている（高橋 1992、稻村 1999、志村 2001 など）。

とくに、志村哲は関東地域の古墳・埴輪窯跡出土の翳形埴輪を集成し、形態に基づいて4類に大別し、内外の古墳・石窟壁画に描かれた資料や伊勢神宝などの対比をも踏まえつつ、類型ごとに造形対象となった器財についての詳細な検討を試みている（志村 2001）。そして、

- ① 扇面の外形が半円形で、要部から放射状の刻線が延びる従来の団扇形（志村分類A類・図3-1・2）は「塵尾」
- ② 中央に円孔をもつ双脚輪状文形（同B類・図3-3・4）および同じく中央に孔をもつ円形（同C類・図3-5）は「扇」
- ③ 扇面の外形・要部とも縦長の楕円形で、要部から放射状の線刻が延びる団扇形（同D類・図3-6）は、大型で「長柄の塵尾」であるとの見解を示し、宥勝寺裏埴輪窯跡出土資料を群馬県綿貫觀音山古墳出土資料（大塚・梅澤ほか 1998）、千葉県山倉1号墳出土資料（小橋・櫻井 2004）とともにD類に分類している<sup>1)</sup>。

### 2 樞形木製品と翳

この志村分類D類に見られる縦長の要部と同じ特徴をもつ実物資料に、古墳の周堀から出土する樞形木製品がある（図4）。奈良県四条1号墳出土の樞形木製品は、ヒノキ製で、全長145.2cm、うち要部が60.0cmを占める。要部は先端部が弧状を成し、上下2箇所に2個2対の小孔がある。下端は段をもつよう加工され、厚みを増して柄部に移行している（鈴木 2000・2001）。滋賀県服部遺跡出土の樞形木製品は、

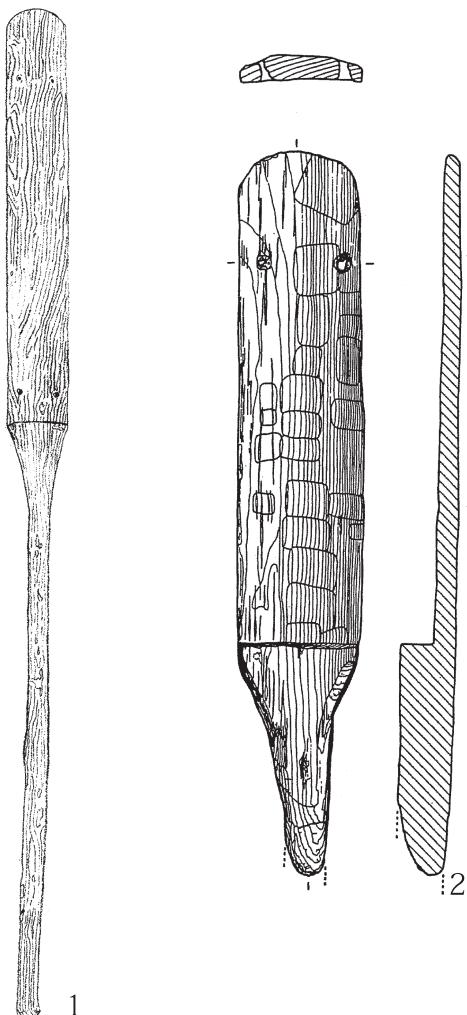


図4 樞形木製品  
1：四条1号墳(1/10) 2：服部遺跡(1/5)

柄部を折損しているため全長は不明であるが、完存する要部は約40cmの長さがある。四条1号墳出土資料と同じく、柄部と境界近くに段をもち、上端寄りに2個一対の小孔をもつ（大橋ほか 1985）。

四条1号墳出土の樞形木製品を検討した鈴木裕明は、古墳時代に並行する中国南北朝期の古墳壁画の中に、扇面を装着した状態の樞形木製品によく似た器財の表現が見られることを指摘し、この長い柄に大型化した扇が付く器財が本来の翳の役割を果たしているとする見解を述べた。そのうえで、四条1号墳の樞形木製品に扇面を装着したもののが本来の翳であるとし、志村がA～C類とした団扇形・双脚輪状文形埴輪が表現しようとした器財を翳とすることについて疑義を呈している。

また、自身が本来の翳と考える扇面装着状態の樞形木製品を象った埴輪が、現状において認められないこと指摘し、真に「翳形埴輪」とすべき形象埴輪

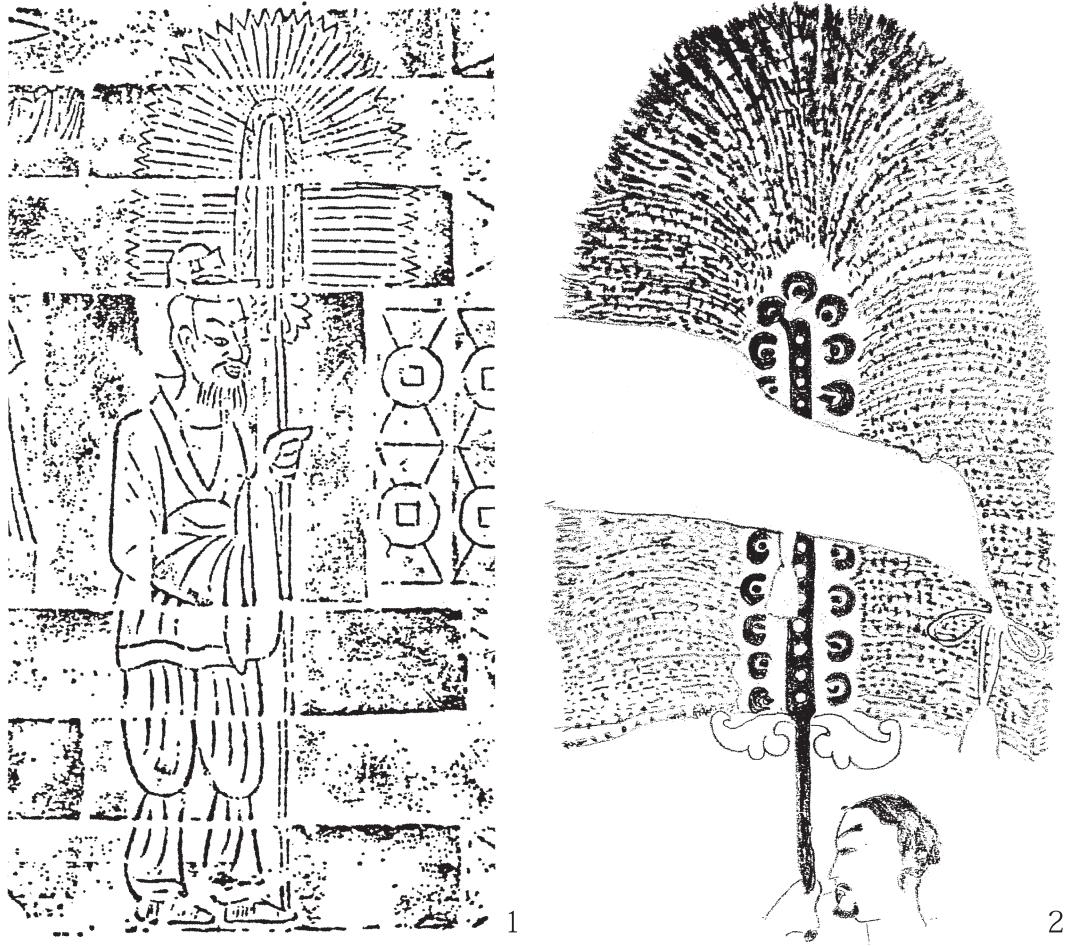


図5 大陸古墳壁画の羽葆

1：丹陽建山金家村墓 2：太原徐顥秀墓

は存在しないとする認識を示している（鈴木 2000・2001）。

なお、扇面部の装着方法については、正倉院や法隆寺に残された塵尾の製作方法などを参考に、予め作成した扇面部を櫂形木製品の要部に取り付け、別造りの要板を被せたうえで、2対の小孔を利用して二枚の要板の間に固定する方法を想定している（鈴木 2000：35・36頁）。

### 3 古墳壁画の「羽葆」

櫂形木製品との類似性が指摘される大陸の古墳壁画に描かれた翳様のものは「羽葆」と呼ばれる器財である。羽葆は送風具が実用を離れて大型化した儀仗の一具で、長い柄の先端に、鳥の羽毛をアーチ形に成形した扇面が付く。『礼記』喪大記などにその名が見え、貴人の出行時や式典の場において、旗・傘など他の儀仗とともに用いられる。

中国大陸では、日本の古墳時代に並行する南北朝期

の古墳壁画中に登場する。出行図では、主人の騎馬や車の後方で、従者によって奉持された姿で描かれることが多い。人物の身長との対比から、大凡の長さを窺うことができる。

丹陽建山金家村墓（江蘇省丹陽市、501・南齊中興元年か）では、従者の奉持した羽葆の石突が足元に接した状態で描かれているが、柄部のみで彼の身長ほどの長さがあり、さらに要部から最上部までの本体部分の長さが従者の身長の三分の二程度を占める（図5-1）。太原徐顥秀墓（山西省太原市、571・北齊武平2年）の彩色壁画では、要部の下端が奉持する従者の頭上にあり、本体部分は従者の身長とほぼ同大に描かれる（図5-2）。いずれも全長は2メートルを大きく超え、実用を離れた儀仗としての性格が強く打ち出されている。

因みに、日本列島の古墳壁画資料では、福岡県竹原古墳石室奥壁に描かれた1対の翳が知られる（石山 1993）。扇面部は円形をなし、要部から放射状の線が

描かれ、柄との接続部分には、左右に突起が付く。柄は長く、中間の 2 箇所が節状にふくらみ、下端部には鉤状に屈曲する脚があり、自立した状態で描かれている。翳の間に配置されている人物・馬・舟などの対比からは翳の大きさが判らない。大陸の古墳壁画の中には類例を認められないが、日本列島の翳形埴輪との比較では、扁円形で中央に円孔をもたない本例は、先に見た志村分類の A 類に近い<sup>2)</sup>。

#### 4 横形木製品と羽葆

要部の形状や長い柄が大陸の古墳壁画に描かれた羽葆に似る翳形木製品の扇面部には、羽葆と同様に鳥の羽毛が用いられていた可能性が高いと考えられる。「皇大神宮儀式帳」(804 年・延暦 23 年)、「内宮長歴送官符」(1038 年・長歴 2 年)などの古代の文献には、翳に「刺羽」の字が当てられる例がある<sup>3)</sup>。このことから、翳が、古くには鳥の羽毛を用いた器財であったと推定されている(勝部ほか 1985)。「さしば」という音からも、翳は「刺し羽」に由来し、本来は鳥の羽毛を用いた器財であったと想定することに違和感はない<sup>4)</sup>。

### 結語

本論で取り上げた宥勝寺裏埴輪窯跡および長沖 192 号墳出土の 2 個体の翳形埴輪は、全形は明らかではないものの、上端部が弧を描く、台部の上段にまで延びる縦長の要部と放射状に展開する杉綾文の施された扇面部によって構成されていることが判る。团扇形や双脚輪状文形などとされる埴輪とは明らかに異なる器財を象形しているといえる。

要部は、本来の翳とされる横形木製品と形状が共通し、貼付された円形粘土板は、同製品に観察された 2 個一対の小孔に対応すると考えられる。この円形粘土板は、二枚の要板の間に扇面部を挟んで固定するための鉢頭ないしは紐の結節を表しているのであろう。

扇面部の杉綾文は、横形木製品と羽葆との共通性、文献に見える「刺羽」の表記などから、羽毛の表現である可能性が高い。すなわち、下向きの杉綾文の軸線を羽毛の羽軸、軸線に対して下向きに接する左右の斜線をそれぞれ羽毛の内弁と外弁に見ることで、1 単位の杉綾文が 1 枚の羽毛を表現していると考える。

以上から、本論で検討した宥勝寺裏埴輪窯跡および長沖 192 号墳出土の翳形埴輪は、真正の翳(刺羽)を象った埴輪であり、本来の意味での翳形埴輪であると結論したい<sup>5)</sup>。なお、後に日本列島で翳(刺羽)と呼称されるようになった器財の原形は、5 世紀以前に、

すでに非実用化した儀仗として、大陸からもたらされたことを推定しておきたい。

### 謝辞

本論の作成にあたり、以下の方々からご指導ご協力を頂戴しました。ご芳名を記し謝意を表します。

志村 哲、増田一裕、山崎 武、長井正欣(故人)、賀来孝代、加部二生、野口泰宣、大熊季広

### 注

- 1) 志村分類 A 類とされる团扇形の資料には、要部から続く柄部分が、円筒形の台部上段に立体的に表現される例がある。また、同じく B 類に分類される双脚輪状文形の群馬県前橋市中二子古墳出土資料にも、円筒部上段に要部から連続する 2 条の刻線が下方へ延び、その両側には斜行する刻線と赤彩が認められる(前原ほか 1995)。円筒部上段には特段の表現を有さない資料も多いが、円筒部上段が翳形埴輪の柄部として製作に意識されていたことがわかる。
- 2) 奈良県高松塚古墳では、細い柄の先端部に円形の枠を取り付けた团扇の器物が描かれている。緑色に彩色された円形の扇面の枠内を柄が通り、双脚状の突起は見られない。これまでに知られている翳形埴輪には認められない形式である。
- 3) 「皇大神宮儀式帳」・「内宮長歴送官符」は、それぞれ墳保己一編(検校保己一集)『群書類従』巻第 1(版木刷本)温故学会刊・同巻第 6(同)同刊に拠った。
- 4) 『貞觀儀式』巻 5 天皇即位条(推定 872 ~ 876 年・貞觀 14 ~ 18 年)には「翳」の字が見える。「さしば」の語に「翳」の字を当てることも古くから行われていたかも知れない。「翳」の字義からは、遮光具としての機能が窺うことができる。翳がそのような用途の器財として認識される場合もあったということだろう。
- 5) 蓋も大陸の古墳や石窟の壁画に描かれることが多い(後藤 1933)。とくに、出行図では、主人の騎馬や車の至近で、羽葆とともに従者が奉持する姿で描かれる。ともに、貴人の所在を示す儀仗の形象として、古墳上の埴輪配列において重要な位置を占めたと理解される。

### 参考文献

- 石山 熊 1993 「福岡県竹原古墳」『装飾古墳の世界』朝日新聞社
- 稻村 繁 1999 「器財埴輪論」「博古研究」第 18 号 博古研究会
- 入澤雪絵 2004 『長根遺跡群Ⅷ 中原Ⅱ遺跡』吉井町教育委員会
- 入澤雪絵 2005 『長根遺跡群Ⅹ 安坪古墳群』吉井町教育委員会
- 太田博之・松本 完 2003 『宥勝寺裏埴輪窯跡・宥勝寺北

裏』本庄市埋蔵文化財調査報告第 26 集 本庄市教育委員会  
大塚初重・梅澤重昭ほか 1998 『綿貫觀音山古墳 I』群馬県教育委員会・群馬県埋蔵文化財調査事業団  
大塚昌彦 2017 『長沖古墳群 XVI』本庄市埋蔵文化財調査報告書第 50 集 本庄市教育委員会  
大橋信弥ほか 1985 『服部遺跡発掘調査報告書 V』滋賀県教育委員会  
小根澤雪絵 2007 「鎌川流域の器財埴輪」『群馬県内の器財埴輪 I』群馬県古墳時代研究会資料集第 9 集 群馬県古墳時代研究会  
勝部明生・菅谷文則・岡崎晋明・中村潤子 1985 『伊勢神宝と考古学』橿原考古学研究所付属博物館特別展図録第 23 冊 奈良県立橿原考古学研究所付属博物館  
河南省文化局文物工作隊 1958 『彩色画像塼墓』文物出版社  
君島利行 1998 『富士山古墳』壬生町教育委員会  
恋河内昭彦 2008 『長沖古墳群 VII-久保地区 C 地点の調査一』本庄市遺跡調査会報告書第 21 集 本庄市遺跡調査会  
小杉一雄 1952 「金銅製「葆」」「上総金鈴塼」早稲田大学考古学研究室  
後藤守一 1933 『上野国佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳』帝室博物館  
小橋健司・櫻井敦史ほか 2004 『市原市山倉古墳群』市原市文化財センター調査報告書 85 市原市文化財センター  
西藤清秀 1992 『3 木製樹物・石人石馬 1 木製樹物』『古墳時代の研究』第 9 卷 古墳 III 墓輪 雄山閣出版株式会社  
志村 哲 2001 「駒形埴輪について」『考古聚英 梅澤重昭先生退官記念論文集』梅澤重昭先生退官記念論文集呼掛人代表外山和夫  
鈴木裕明 2000 『権威の象徴—古墳時代の威儀具—』橿原考古学研究所付属博物館特別展図録第 53 冊 奈良県立橿原考古学研究所付属博物館  
鈴木裕明 2001 「团扇形木製品と鹿尾」『茨城大学考古学研究室 20 周年記念論文集 日本考古学の基礎研究』茨城大学人文学部考古学研究台 4 冊 茨城大学人文学部考古学研究室  
高橋克壽 1992 「器財埴輪」『古墳時代の研究』第 9 卷 古墳 III 墓輪 雄山閣出版  
南京博物院 1980 「江蘇省丹陽県胡橋、建山兩座南朝墓葬」『文物』1980 年第 2 期 文物出版社  
大橋信弥ほか 1985 『服部遺跡発掘調査報告書 V』滋賀県教育委員会 大津  
塙保己一編(検校保己一集) a 「皇大神宮儀式帳」『群書類從』卷第 1(版本刷本) 温故学会  
塙保己一編(検校保己一集) b 「内宮長歴送官符」『群書類

從』卷第 6(版本刷本) 温故学会  
武 光文 2015 『北斎徐顯秀墓』三晋出版社  
前原 豊ほか 1995 『中二子古墳』大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報 前橋市教育委員会  
町田 章 1983 「南齊帝陵考」『文化財論叢』同朋舎  
山崎 武ほか 1982 『生出遺跡』鴻巣市遺跡調査会第 2 集 鴻巣市遺跡調査会

#### 挿図出典

- 図 1-1 太田・松本 2003: 15 頁、図 49 から転載  
1-2 恋河内 2008: 15 頁、第 15 図から転載  
図 2-1 太田・松本 2003: 67 頁、49 から転載、一部改変  
2-2 恋河内 2008: 15 頁、第 15 図から転載、一部改変  
図 3-1 小根澤 2007: 136 頁、第 11 図 37 から転載  
3-2 入澤 2005: 240 頁、第 203 図 68 から転載  
3-3 山崎ほか 1981: 第 71 図から転載  
3-4 君島 1998: 75・76 頁、第 50 図から転載  
3-5 志村 2001: 192 頁、図 5 から転載、一部改変  
3-6 小橋・櫻井ほか 2004: 112 頁、第 75 図 189 から転載  
図 4-1 鈴木 2001: 39 頁、当該写真をトレース  
4-2 大橋ほか 1985: 図版 184・W2147 から転載、一部改変  
図 5-1 南京博物院 1980: 14 頁、図 21 から転載  
5-2 武 2015: 前室西壁写真から当該部分をトレース